

## 委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）  
とは、次の条項により委託契約を締結する。

### （信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （総則）

第2条 甲は、愛媛県庁新第二別館入退館管理システム整備業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県庁新第二別館入退館管理システム整備業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 この契約に基づく業務の委託料は、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする（免除する）。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### （再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連携して責任を負わなければならない。

### （業務実施計画書の提出）

第8条 乙は、契約締結後速やかに仕様書に基づいた業務内容、実施体制及び

業務工程表等を詳細に記載した業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。この場合において、甲が指示した場合には、更に詳細な業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 この契約の他条項の規定により仕様書が変更された場合及び甲が指示した場合には、乙は、変更業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(再実施)

第10条 甲は、前条の調査等により、業務内容が不十分と認められる場合は、改めて業務を命ずることができる。

(業務完了報告及び検査)

第11条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書（任意様式）を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、成果品について修正を命じられたときは、乙は、速やかに乙の負担において当該修正を行い、甲に修正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 委託料の支払は、前条第2項又は第3項の検査終了後、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(費用負担)

第13条 業務を行うために必要な機械器具及びその他経費に係る費用は、乙の負担とする。

(サービス)

第14条 この契約により乙の作業員が甲の建物内において行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(業務内容の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務を実施上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(著作権)

第19条 乙は、機器の成果品のうち甲に供するために新たに作成したすべてのものの著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、引渡しの際に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、成果品に係る著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行わないものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお、乙に帰属するものと

する。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、完了検査後、仕様書等に定める内容又は納入成果品に品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、完了検査を行った日から1年以内に限り、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(契約の費用)

第23条 この契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の変更)

第24条 委託期間において、経済変動その他の状況により第4条に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(契約保証金の還付等)

第25条 乙は、甲による業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金還付請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する還付請求書を受領したときは、その日から30日以内

に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(※愛媛県会計規則第 154 条を適用する場合は、第 25 条全文を削除し、第 26 条を第 25 条に、第 27 条を 26 条に修正する。)

(法令等の遵守)

第26条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議事項)

第27条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256 号）によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2  
甲 愛 媛 県  
知 事 中 村 時 広

乙

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再

委託」という。)してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。